

富士河口湖町商工振興災害対策資金貸付

町では、地震等の災害で経営に影響を受けた町内に事業所を有する商工業者に対し、必要な事業資金を融資することにより、商工業の経営及び被雇用者の生活の安定に寄与することを目的とした事業資金の融資を行います。

全体融資枠	7億円
申し込み期間	令和2年4月1日（水）～令和2年8月31日（月）
貸付金額	一事業者に対し、1,000万円以内 （運転資金・設備資金）
貸付期間	6年以内（据置期間12ヶ月以内を含む）
貸付利率	固定 1.2% ※別途、山梨県信用保証協会の保証料が必要となります。
担保・連帯保証人	担保は不要 連帯保証人（法人）代表取締役1名 / （個人）不要
保証料の補助	支払った保証料の50%補助があります。
利子の補助	3年間に限り、支払った利子の70%補助があります。 ただし、延滞分の利子については補助対象外となります。

【ご利用できる事業所】

- (1) 町内に住所を有する個人であって、かつ、町税を完納している者
- (2) 町内で事業を実施する法人であって、かつ、町税を完納しているもの
- (3) 山梨県信用保証協会の保証対象となる事業を1年以上営んでいる者
- (4) 災害の発生後原則として最近1ヶ月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる者
- (5) 河口湖商工会より『災害対策資金の融資に係る調書』の発行を受けた者

【お申し込み先】

山梨中央銀行 河口湖支店 72-2244
山梨信用金庫 河口湖支店 72-1171
都留信用組合 河口湖支店 72-2131 / 小立支店 72-2148
山梨県民信用組合 富士吉田支店 23-4151

【お問い合わせ先】

富士河口湖町観光課 72-3168 / 河口湖商工会 73-1122

融資までの流れ

取扱金融機関へ融資の相談

↓

金融機関、保証協会の事前審査、セーフティネット4号申請

↓

貸付申込書作成（必要書類参照）

↓

貸付申込書提出（商工会へ）

↓

申込書の流れ：商工会→町認定→金融機関

↓

保証協会での保証料支払い

↓

融資実行

↓

保証料申請書提出（商工会へ）

商工会提出窓口

貸付申込書 随時受付

保証料申請書 随時受付

利子補給 締め日未定（金融機関からお知らせします。）